令和８年度 京田辺市男女共同参画審議会（第１回）議事録

日　　時	令和８年９月２９日（火）　午前１０時～１１時４５分
場　　所	京田辺市役所　３０５会議室
出 席 者	【委員】岡田会長、分部副会長、淺山委員、石坂委員、上島委員、小野委員、河村委員、草野委員、古賀委員、沼井委員、畠山委員、三宅委員 【京田辺市】向井市民部長、西村市民部副部長、谷人権啓発推進課長、堀女性交流支援ルーム所長、野村女性交流支援ルーム所長補佐、人権啓発推進課福山主査、人権啓発推進課岡島主事、
議事次第	(1)令和7年度男女共同参画年次報告について (2)第3次京田辺市男女共同参画計画の中間評価(案)について (3)その他

（１）令和７年度男女共同参画年次報告について

＜第１部　男女共同参画推進の取り組み状況について＞

委　　員：５ページ目の「男性のための相談」について、低い値でもう５年以上続いている。
昨年の審議会では、バージョンアップを図っていきたいということだったが、その後の検討の進捗状況をお聞かせいただきたい。

事 務 局：庁内で協議をし、周知等も含めて、皆さんに知っていただくということが大事だと思っているので、そのようなことも検討はしているが、どのような形でバージョンアップしていくかについては、現在、模索中です。

委　　員：４ページのところで、「女性の相談室」について、一般相談が著しく増えたのは、相談が身近なものとして定着しつつあるということで、これは前向きに評価できることだと思う。
５ページの「夫婦関係の悩み」の中で、４番目の「暴力」が７年度はかなり増えているのが、ちょっと気になるが、増えた要因はなにか。

事 務 局：リピーターの方が多く、何度も継続して来られるケースがある。
また、令和７年度から法律相談の枠を１枠増やしたため、法律的な内容もある。多様化、複合化ということで、悩み続けられて、カウンセリングを受けられる方もいるので、そういったものが増えているのであろうかと認識している。

委　　員：あるいは声を上げる女性が増えてきた、ということもあるのか。

事 務 局：そういった面もある。
子育て支援課など「他の課から紹介されて来ました」といって繋がる場合もあり、そのような案内が行き届いて来たことが要因の一つあるのかと思う。また、ご自身でホームページ等を見て、「声を上げていいんだ」ということの認識や、「相談に行ったらいいんだ」というような形で来られているように思う。

委　　員：先ほどの他の委員の意見と関連するが、事業について「広報に努める」という方向性は大いに結構だが、特に人権関係のイベントなどは、広報を一生懸命やっても、なかなか参加者が増えないと思う。

例えば、具体的にターゲットを学生に絞るなど、明確にしなければ、また来年も同じような数字で、「来年も頑張ります」という感じになってしまうかもしれないので、そのあたりは少し注意が必要ではないかと思う。

それから、男性にも女性にも属さないような人たちの相談の取り扱いも、かなり検討するべきだと思うので、そのあたりは今後どのように取り扱っていくのかいうところが少し気になった。

事 務 局：広報のあり方について、我々としても何かを周知するにあたって、ホームページや市の広報などを使っているが、啓発の手法についてはまだまだ工夫ができるのではないかと、日々感じている。ターゲットを絞るというのも一つのアイデアと思うが、まずは見ていただかないと取り組みを知ってもらえないというところもある。日々現場で作成する職員には、もっと市民目線に立ったチラシのデザインなどを工夫するように言っている。またホームページも、わざわざ市のホームページまで来ないと見てもらえないということもあるので、市の公式 LINE など SNS 等も活用して、プッシュ形式で、周知・啓発をするというのは非常に有効だと考えている。どういった形なら市民１人１人に知ってもらえるか、引き続きしっかりと取り組みを進めていきたいと考えている。市民団体の方にお声がけして、そこからもっと広がるということもあるので、そういったご協力いただける団体などにもお声がけしながら、丁寧に啓発について取り組んでいきたいと思っている。

また、男性にも女性にも属さない方の相談については、ルームの相談等を見ても、件数としてはあまりなく、人数が少ないのだと判断しているところだが、そういった方の相談にも、いつでも対応できるように準備を進めていかないといけないなとは考えている。まずは、市の方でそういった方への取り組みとして、パートナーシップ制度というのを昨年度から導入した。そういった制度を進める中で、男性でも女性でもない多様なあり方について支援を進めるとともに、まずは市民への理解促進に取り組んでいる。相談事業に関しては、ルームの方ですぐに専門的な相談に対応するのは難しいところだが、京都府や関係団体の相談窓口があるので、そこに繋いでいくこともしっかりと取り組んでいきたいと思っている。

委　　員：全て承知した上で、例えば将来の審議会でも、いずれは性別に属さないような方も積極的に入ってこられることも、おそらく他の市区町村ではこういうことがないと思うので、少し考えてもいいのかなと思う。

広報のことは、我々も実は京田辺市の他のセクションとはいろいろとやらせてもらっている。そのあたりも一緒にいろいろと可能性を追求していったらいいかと思う。

委　　員：広報と相談について、私も弁護士会でいろいろ相談や広報したりしているが、広報という観点からは、SNS だとその人が関心がある広告ばかり表示されて、５０回広告を出しても１人２人ぐらいしか行かないというような状況になっているという話を聞いたことがある。実際、SNS やネット広告を見て来たという人はなかなかいなくて、知ってる人から教えてもらったというようなお話がアンケートでは結構多い。昨年やった一番大きいイベントでも、かなりダイレクトメールを送ったり電話かけをしたりというようなことをせざるを得なかった。なので、役所では、市民が窓口に来られて直接対面するときに、「困っている相談に相談窓口がありますよ」といった形で声をかけた方が、より一層いいのではないかと思っている。

いきなり相談に行くのは難しいと言う方のハードルをどう下げていくかという方向で考え

るのがいいのかなと思っていて、その一つとしては顔見知りになった人から教えてもらえるようになればよいと考える。人権を扱うセクションだけじゃなくて、市民窓口で「こういう相談窓口がある」ということを教えてもらうような形がいいのかなと思う。なかなか一般的な広報では相談が増えるとは思えないので、一般的な広報じゃない、役所のコミュニティに根ざした広報をしていただくのがいいのではないかと考えている。

事 務 局：委員のおっしゃっていただいた SNS の利用の限界というのは日々感じている。様々な事業の後、アンケートで「この事業は何でお知りになりましたか」と言う問いに、インターネット、SNS からというのは上位にはなっていない。身近な人の声がけなど、結局最終的にはアナログ的な人と人との関係性、口コミであったりというところは、いつの時代になっても欠かせないということを実感している。SNS 等については、若い世代の方が利用しているところもあるので、続けてはいきたいと考えているが、我々の事業は比較的年齢層の高い方もいるので、アナログでの周知もまだまだ必要で、テコ入れしていかないといけないのかなと思っている。男性相談等含め、「ここに行けばこういう相談がある」といった案内について、社会情勢の変化とともに専門的なケアの相談機関、この庁舎内でも高齢とか障害とかに特化した相談対応が増えてきているところだが、どのような属性の方でも相談対応ができるようにするという考え方は非常に必要かなというふうに思っている。その中で男性相談や様々な相談、女性交流支援ルームが何をやっているのかなど、庁内にもまだまだ周知不足なところはある。市民だけではなく、様々な相談機関の方にも周知して、相談員同士が顔の見える関係性を作る中で、しっかりと専門機関に繋ぐ、また繋いでもらえるというような仕組みや関係性はしっかりと考えていかないといけないと思っている。

会　　長：１１ページ目の審議会における女性委員の登用状況は前年比で０．３ポイント減少したとあるが、これは別に統計的な分析している訳ではないのであれば、単なる偶然の差ではないか思う。なので「０．３ポイント減少した」ことについてその理由などは全然一切述べる必要はないと思う。「～ポイント減少した」など几帳面に報告書に書いているが、実際はエラーの範囲内、偶然の範囲内というのは必ずある。統計的に分析をして、「統計的に有意差がある」というのでない限りは、もうこの「０．３ポイント減少」というのは、ほぼ無視していいものだと思うので、「０．３ポイント減少した」と書いても別に問題はないと思うが、その後にそれについての理由などを一切述べる必要もないと思う。ほぼ意味のないものだと思うので、対策について記載するのも全く不要だと思う。

委　　員：参考資料１の２ページ目の「こどもを対象とした男女共同参画推進事業」というのは、子供のときから共同参画のことを意識するということはすごい大事だと思っていて、何かフォーラムとかイベントをしても、大概はシニアの方が集まってくるので、子供たちにこのことを知らせるっていうことはすごくいい事業だなと思っている。男女共同参画ということを子供たちに知らせるのはとても難しいことだと思うが、子供たちの様子や、行政の方でこれに関わった方でこういう感じでしたっていう、子供たちの反応みたいなのが聞かせてもらいたい。

事 務 局：子供たちの反応としては、自分たちが「これは男の人の仕事だ」、「こういうことは女の仕事」といった固定観念で思っていたのが、「そんなんなくていいんだっていうのがわかってすごくよかった」というふうなご意見をいただくのも結構多い。それぞれ、実施したときの子供たちの感想等も含めて、写真等をホームページの方に載せているので、参考にしていただけ

ればと思う。

ライフステージに応じた啓発、人権教育等は非常に重要と考えている。一昨年に松井ヶ丘小学校で行われた内容の感想をちょっと一つご紹介させてもらうと、「自分の未来や生き方を考えたりすることができる権利などについて意味を知ることができて大変良い機会であった」とか、「相手を尊重し自分のことは自分で決めるという、当たり前に思うことがとても大切だと思いました」というような形ですごく良い評価をいただいている。こういった事業を進めるにあたって、私どもの人権の部門だけではなくて、学校現場の先生との協力というのは欠かないし、教育委員会のご理解をいただいた上で事業を進めているところなので、人権のセクションだけではなくて、いろいろな現場の方々と協力しながら取り組みを進めていきたと考えております。

委　　員：松井ヶ丘小学校の校長として、教員からもよかったという話は聞いている。カリキュラムが決まっていて、なかなかこういう機会が持てない中で、専門の方に話していただくということは、子供にとってもいいことだし、若い教員も多いので、そういう人にとってもいいことだと思っている。

会　　長：このような子供を対象にした教育は、子供たちは家に帰って親に話すので、子供だけじゃなくて、大人に対してもすごくいいアプローチかと思う。特に子供から直接そういうことを聞くというのは影響力が増すし、悩んでいる親御さんがそこで相談しようと思うきっかけにもなるので、非常に良いことだと思う。

＜第２部　男女共同参画施策の実施状況について＞

委　　員：まず評価に関して、１９ページの１６番「講座の開設等」、２１ページの６３番「男性のワークライフバランス向上」のいずれもＡ評価で素晴らしいということで評価させていただきたい。

もう１点、毎年申し上げている２０ページ、３１番の「推進員の設置」について、以前の審議会でも、私の方でアイデアを出させてもらってたが、その後の設置依頼の機会を得るため、どういった形の検討されているのか、検討状況を教えていただきたい。

事 務 局：まず講座の開設等々につきましては、ありがたいお言葉をいただいたと思います。我々も引き続きこういった講座の開設等々につきましては市民の方にまずは興味を持っていただけるようなテーマなど引き続き追求していきたいと考えている。

男女共同参画推進員の設置について、所管課にも関わらずＣ評価ということで、大変低い評価になっている。推進員の募集や周知に協力していただけないか、ということに関しては、引き続きアナログ的な声かけ等を中心に進めていきたい。その中で、商工会や福祉の関係団体などがあるので、所管している庁内の担当課と協力しながら、今までと違う声かけも進めていきたいと考えている。また、推進員だよりを年４回発行しているが、紙面が見にくかったり、情報を詰め込むばかりで文字が多く、なかなか手に取って読んでもらえない部分もあったのかなというふうに思っている。次の発行分から紙面をリニューアルして、まずお仕事の合間でもちょっと読んでいただき、会社の皆さんに話してみようかと思ってもらえるような紙面作りにリニューアルをしている。現状としては、直接、事業者の方に補助金を出すと

かということは難しいが、今後は紙面の中で、推進員の方々の会社の取り組みの内容を PR するような記事を載せるなど、事業所の PR 活動にもちょっと協力できるのではないかなと考えている。今までとは少し違うやり方で、募集・支援というのは進めていきたいと思っている。

委　　員：C 評価に関しては必ず備考にコメントを書いていると思うが、A 評価でもコメントがあると、これを見た他の方がそれを参考にしながら、次に生かすようなきっかけにもなると思う。もう１点、参考資料２で、例えば「管理職に占める女性職員の割合」について、目標が達成してるのはよいが、達成しなかったときに、そもそも職員の男女比が違う、ということを明記したり、「男性職員の育休取得した割合」のところも、達成してるのは結構だが、本当に希望される日数を、きちっと取れてるのかという評価も、この資料ではいらないかもしれないが、内々にはあってもいいのかなと思う。

事 務 局：A 評価につきまして備考欄に記載をしているのは、目標に対して３０%以上達成したものについては必ず記載をお願いしている。

どのような手法で目標を大きく上回ることになったのかというのは非常に参考になると思うので、各課での努力や取り組みのやり方は備考欄に書くようにしてもらうなど、今後は引き続き記載について自由度を高めていきたいなというふうに考えている。

次に参考資料２の特定事業主行動計画については、指摘のとおり、希望する期間が取れたのかどうかというのは、非常に重要なところかと思うので、バックボーンデータとして資料は持っておく必要があるのかと思います。こちらに関しては、おそらく人事担当課が把握しているとは思うが、我々としても情報共有の方はしていきたいと思う。

委　　員：全体のことで２点ある。

文化施設はできてしまうと、向こう２０～４０年使うことになる。もちろんソフト面も大事だが、今後やっていくためには、やはり幅広さのある施設というのは重要なので、ハード面も何らかの担保が必要ではないかなと思っているので、進捗状況をお聞きしたい。

もう１個、これにはかなりこだわっているのだが、この計画の改訂版の７２ページの１５７番、１５８番の他機関等との連携について、何らかの形で、見える化する工夫していきたいと答弁されているので、今後来年度の年次報告に何らかの形で乗るのかと思っているので、今の検討状況をお聞きしたい。

事 務 局：各関係機関との連携について、日本の福祉制度というのは縦割りになっていたところですが、複合的な課題であったりとか複雑化した課題に対して、福祉部門の方で重層的支援体制整備事業というのが今検討されていて、予定通り行くのであれば来年度からそういった重層的支援体制整備の仕組みができるところです。

我々、特に女性交流支援ルームで取り扱う問題というのは、その背景に困窮世帯や子供さんの課題があったりと、まさしく複合的な、様々な課題が生じているものだと思っている。これまでも関係各課と顔の見える関係性作りを大切にしてきたが、複合的な課題ケースは今後ますます増えていく、もしくは非常に問題が深刻化していくということも考えているので、そういった関係機関との連携は我々としてもより一層重要視している。それに向けて、十分な連携なしで支援することはできないと考えているので、相談員さん同士の顔の見える関係性作りについては、丁寧に進めていきたいなというふうに思っている。

あと、年次報告にどのように反映していくかについては、相談が多ければいいというものでもなく、評価するにあたって定量化・数値化は必要とは考えているところだが、何をもって連携についての指標とすることができるか、というところは現在、模索中。

複合型施設については、計画の７８ページの「（３） 女性交流支援ルームの運営」で、男女共同参画を推進する活動拠点としての機能強化が図れるように検討を進めますという形で計画にも位置づけている。ハード面については、まだまだこれからだと聞いているので、どういう部屋になるとかというのも含めて具体的なことは、まだ示されてない状況なので、その辺りは進捗を見守っていきたいと考えている。

委　　員：見える化に関しては、例えばDV暴力の数が増加しているというのも、氷山の一角で、現実論としては見えていない事象がいっぱいあるはず。その潜在化しているものをいかに顕在化していくか、その上でどういうふうに対策をとるべきかを、多様なメンバーが集まってるこの審議会で議論をするための情報として、何らかの形で必要じゃないかなと思っている。

答えを求めてるわけではなく、何らかの形で考えるネタをまずしっかり見える化してほしいという趣旨なので、しっかり計画的に出していただきたい。

（２）第３次京田辺市男女共同参画計画の中間評価案について

委　　員：全体としてはよくまとめられてるので、特にどうこうという話はないが、令和３年から７年度までの中間評価ということでということで、令和４年末ぐらいまでコロナ絶賛期だったと思う。この期間はすべての背景において、コロナが大きく影響してたし、この評価、各年次報告の評価においてもコロナの影響の内容が結構あった。また、この第３次改定においても、配偶者暴力防止法であったりとか、女性支援法というのも、コロナが全てではないが、家庭に引きこもるという背景が実際にあった上での新法ということはしっかり内閣の方でも書いてあるので、この評価の前提にコロナのことを書かなければ、客観的に見たときに「なんかよくわからない」と感じると思う。

評価として残すのであれば、そういった内容を記載すべきではないかなと考えている。具体的な書き方等は事務局にお任せしたいと思うが、何かの記載が必要ではないかと考えている。

事 務 局：ご意見ありがとうございます。こちら資料につきましてはご指摘のとおり、令和３年度から７年度の前期計画における中間評価になっている。

この期間にどのようなことがあったか、この中間評価の一番最後のまとめ的なところがあるので、記載するとしたらその辺りに盛り込めるかということを部内の方で考えていきたい。

委　　員：資料２の最初のページの上の方の小さな字で参考のところ、調査対象が京田辺市在住１８歳以上の男女各１５００人で、その後に「計３，０００人」って書いた方が良いのかなと思う。

事 務 局：そのように修正する。

委　　員：例えば目標達成してない場合でも、令和元年から令和７年で増えたが未達成のケースと、そもそも数字が下がって未達成の場合があるかと思う。そこは多分、何か問題というか大きな理由があるかと思うので、そのあたりはきちっと振り返りをした上で、今後に向けていく必要があるのかなというふうに思う。

事 務 局：我々も数字を見たときに未達成の部分で、目標値には近づきつつあるが未達成であるものと、どんどん目標値から乖離しているものという二つあるというのは課題として認識している。特に基本目標３のその地域活動や社会活動に参加している割合の数値というのも、未達成の一つだが、男女共同参画の政策だけではなく、地域福祉の分野であったり、様々な複合的な観点から取り組んでいかないといけないのかなというふうに考えている。そういった中で、未達成ではあるが目標値に近づきつつあるという部分については、引き続きしっかりと取り組みの方を進めていき、目標からどんどん乖離しているような部分については、未来の社会情勢の変化とか様々な複合的な原因、課題、要因があると思っているので、取り組み内容の見直しであったり、様々な検討の方をしていかないといけないと考えている。

（３）その他

意見なし

（以上）